

令和4年2月7日

学生 各位

学務課学生支援部門

文部科学省による「学生等の学びを継続するための緊急給付金(二次募集)」について

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮する学生に対し、国の支援策として創設された「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について、二次募集を行います。

つきましては、下記の内容を十分に確認の上、当制度の趣旨や要件に合致する場合にのみ申請してください。

また、日本学生支援機構給付奨学金（令和3年12月10日分）受給者や一次募集で申請をした学生で既に緊急給付金を受給した場合は、この二次募集に申請することはできません。
なお、提出期限を超えた場合は、一切受け付けられませんので注意してください。

	事業内容
関係資料 ダウンロード	<ul style="list-style-type: none">・ 申請の手引き(学生・生徒用)・ 学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】・ 誓約書【様式2】
制度内容	支給対象者の要件、支給金額、支給方法など、申請の手引きを熟読してください。
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】・ 誓約書【様式2】・ その他支給要件を満たすことを証明する書類
申請受付期間	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年2月14日(月)9時から18日(金)17時まで【期間厳守】 ※採用枠に限りがあることから、公平性のため、受付期間を過ぎた場合は、一切受け付けられませんので注意してください。
申請方法及び 提出先	<ul style="list-style-type: none">・ 郵送、又は学務課窓口への直接持参に限る ※郵送の場合、記録の残る方法(レターパックライト・特定記録・簡易書留等)で提出してください。最終期限は、上記のとおり2月18日(金)17時必着です。 ※学務課窓口の受付時間は、9時から17時です。 ・ 提出先 〒474-8651 大府市横根町名高山 55 至学館大学・同短期大学部 学務課学生支援部門
留意事項等	<ul style="list-style-type: none">・ 申請内容に虚偽があったときは、支給された緊急給付金を返還していただくことがあります。申請内容に不確かな内容や疑義がある場合は、支給対象者としての推薦は行いません。・ 申請書【様式1】について、任意提出となっている書類は、原則全て提出してください。やむを得ない理由により提出できない場合は、必ず「申し送り事項」に提出できない理由を記入してください。提出できない理由の記載がない場合は、提出書類の不備として扱い、推薦対象外とします。

	<ul style="list-style-type: none">・誓約書【様式2】の項目について、原則全ての項目に当てはまる方が対象です。当てはまらない項目については、その理由を申請書【様式1】の申し送り事項に記入してください。・本学から申請内容のヒアリング等で連絡する場合は、原則電話連絡いたします。電話に出られない場合は、必ず折り返し電話連絡をお願いします。連絡が取れない(不備の解消ができない)ままの場合は、推薦対象外とする場合がありますので、注意してください。・申請書類の送付に係る費用は、申請者をご負担ください。・申請要件に合致する場合でも、採用枠に限りがあり、給付金が受給できない場合がありますので、ご承知おきください。・支給の決定については特に通知はいたしません。口座への振り込みをもって、支給決定の通知に代えさせていただきます。・選考経過及び結果についてのお問い合わせには、一切お答え致しかねますのでご了承ください。・土曜日、日曜日、祝日は、大学が休業のため、窓口、電話及びメール対応は休止となります。
--	---

お問い合わせ先

至学館大学・同短期大学部

学務課学生支援部門

〒474-8651 大府市横根町名高山 55

TEL:0562-44-1374

MAIL: gakusei-s@sgk.ac.jp